

エイジフレンドリーシティ行動計画

（開成町高齢者保健福祉計画（第9期）抜粋版）



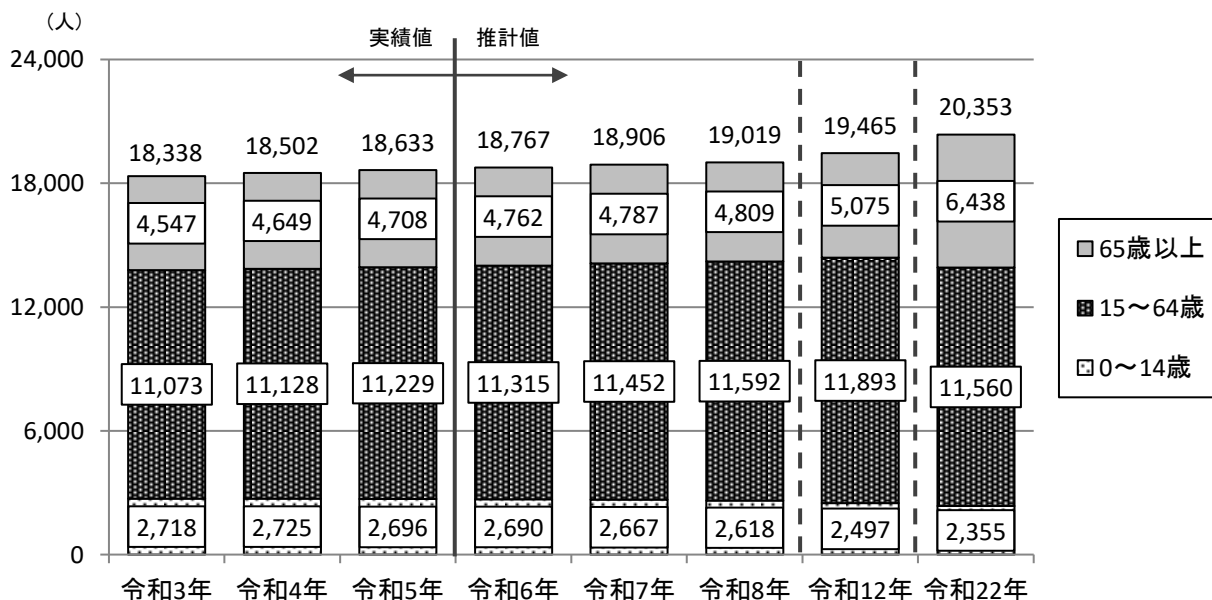
開 成 町

1 開成町の高齢者を取り巻く状況

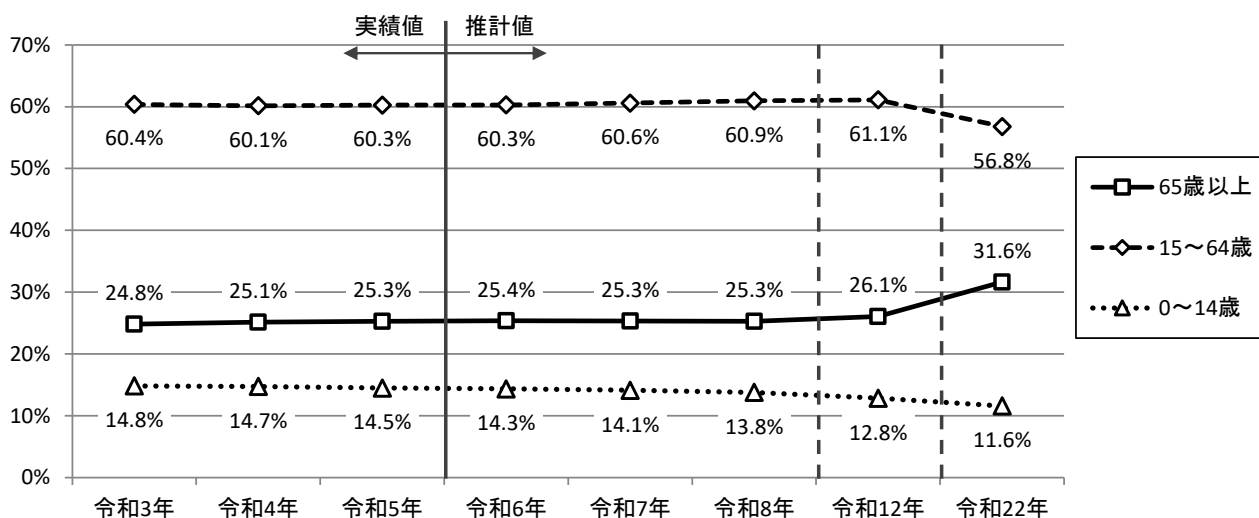
(1) 高齢者人口・高齢化率

人口は年々増加しており、令和8年には19,019人、令和12年には19,465人、令和22年には20,353人まで増加することが見込まれます。年齢別人口の割合は、15～64歳及び65歳以上は横ばい傾向、0～14歳はやや減少傾向で推移していくことが予測されています。

【人口の推移】



【年齢別人口の割合】



※令和3年から令和5年：住民基本台帳（各年9月末）／令和6年以降：コーホート法による推計値

(2) 高齢者世帯

令和2年における高齢者のいる世帯は2,773世帯となり、平成22年(2,109世帯)よりも664世帯増加しています。

高齢者のいる世帯のうち、高齢者の一人暮らし世帯は、令和2年は605世帯となり、平成22年(329世帯)よりも276世帯増加しています。また、一般世帯数に占める割合をみると、令和2年は8.7%となり、神奈川県(10.9%)及び全国(12.1%)を大きく下回っています。

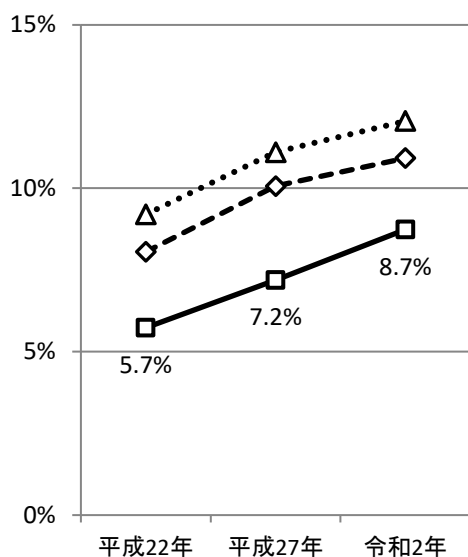
高齢者夫婦のみの世帯は、令和2年は789世帯となり、平成22年(462世帯)よりも327世帯増加しています。一般世帯数に占める割合をみると、令和2年は11.4%となり、神奈川県(9.8%)及び全国(10.5%)をやや上回っています。

【高齢者世帯の推移】

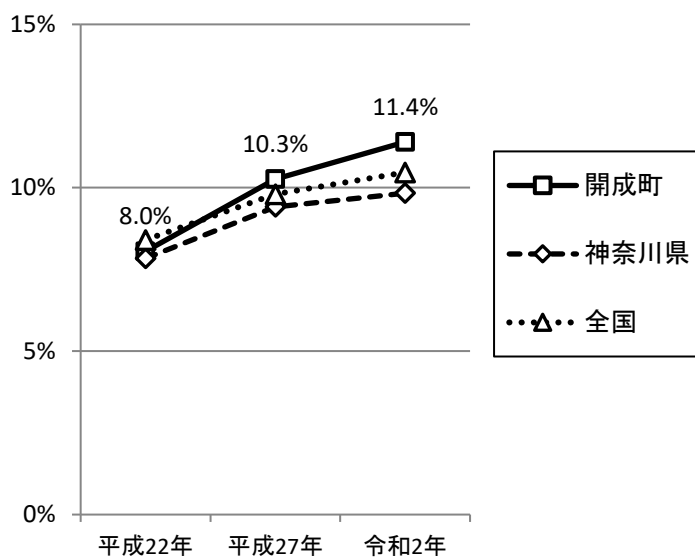
単位：世帯

	平成22年	平成27年	令和2年
総世帯	5,741	6,161	6,924
高齢者のいる世帯	2,109	2,516	2,773
高齢単身世帯	329	443	605
高齢夫婦世帯	462	632	789

【高齢者の一人暮らし世帯の割合の推移】



【高齢者夫婦のみの世帯の割合の推移】



※国勢調査：各年10月1日現在

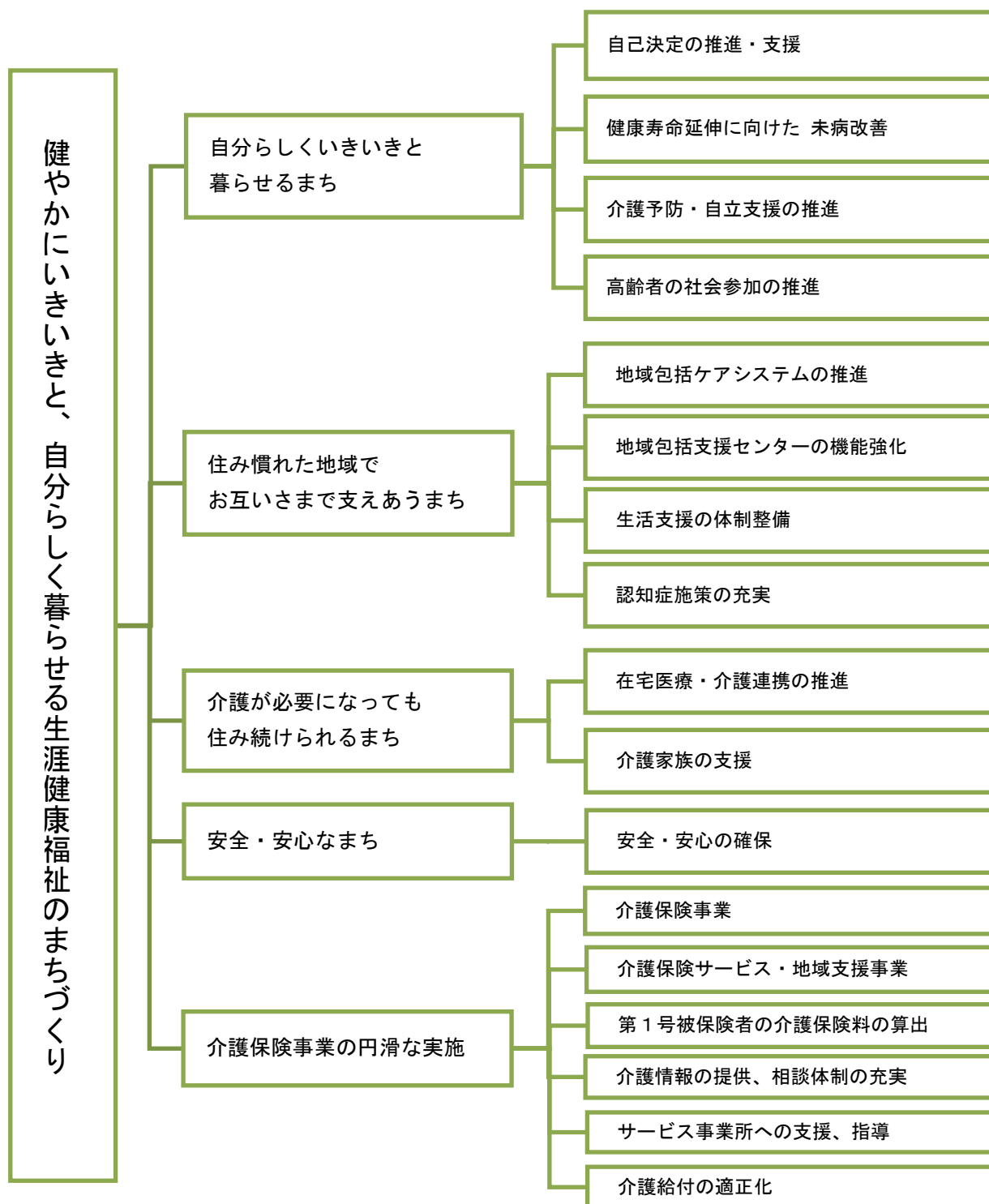
2 施策の体系

高齢者が住み慣れた地域で、元気で、安心して生活できる環境を創り上げるために、次の体系のもとに計画を展開します。

基本理念

基本目標

基本施策



3 8つのトピックにおける取組事項

(1) 屋外スペースと建物

・バリアフリー法や神奈川県条例などに基づき、公共施設や道路などのバリアフリー化やユニバーサルデザイン化を推進します。

(2) 交通機関

・ふくし移送サービス事業

歩行困難な高齢者等に対し、通院や入退院、施設の入退所の移動支援を行います。

・福祉コミュニティバス事業

移動手段の確保が難しい方に日常的な移動手段として町内を巡回するバスを運行します。

(3) 住居

・ようこそ訪問事業

転入をされた 75 歳以上の方等に対して民生委員が訪問を行い、必要な情報を提供します。

・日常生活自立支援事業

認知症高齢者等の権利擁護を図り、地域で自立した生活を送れるよう、利用者又は法定代理人との契約に基づき、一連の援助を行います。

・緊急通報装置貸与事業

ひとり暮らしの高齢者、高齢者のみの世帯で虚弱な方等に対して急病、災害時に適切な対応がとれるよう、電話回線を活用した装置を貸与します。

・救急医療情報キット配布事業

救急の場合などに情報を収集できるよう、「救急医療情報キット（救急医療情報記載シートと保存用筒、ステッカー）」を配布します。

・認知症等行方不明 SOS ネットワーク事業

認知症高齢者の徘徊による行方不明等に対応するため、県下全市町村が連携してネットワークを形成（登録）し、迅速な発見・保護に努めます。

・避難行動要支援者登録制度

要介護認定を受けている方など災害時に支援が必要な方を把握し、被害を最小限に防ぐ仕組みづくりを進めます。

・避難行動要支援者等に係る避難支援

高齢者等の要配慮者利用施設について、事業継続計画等の策定や避難訓練の実施等について支援するとともに、避難情報の伝達により、避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難の確保を図ります。

また、要配慮者が安心して避難生活ができるよう配慮がなされた福祉避難所の整備を推進します。

・高齢者が安心して暮らせる住まいの整備と住まいに関する情報提供

住まいの整備の支援と住まいに関する情報を提供します。

(4) 社会参加

- ・老人クラブの活性化

高齢者の生きがいつくりや健康づくり、世代間・地域間交流などの多種多様な事業を展開する老人クラブの活動を支援します。

- ・生涯学習講座や文化祭の開催

健康で生きがいのある生活を送れるように、学習や交流の場、情報の提供の充実を図ります。

高齢者の生涯学習活動を支援し、学習機会の提供を行います。

- ・高齢者にあったスポーツの推進

高齢者の健康・生きがいつくりの支援と普及、運動習慣の定着のために、総合型スポーツクラブやスポーツ推進員と、ニュースポーツやユニバーサルスポーツの普及啓発を図ります。

(5) 尊敬と社会的包摂（ソーシャルインクルージョン）

- ・権利擁護・高齢者虐待防止の取組み

地域の高齢者等への権利侵害の予防や対応を行います。地域の関係機関と連携を図り、成年後見制度や日常生活自立支援事業等を活用しながら、被害の防止及び対応、支援等を行います。

高齢者虐待防止の取組みに関しては、警察など関係機関で構築されたネットワークを活用し、防止や早期発見、虐待を受けた高齢者に対する支援を行うとともに、要因等を分析し再発防止に取り組むなど、高齢者虐待防止対策を推進します。

(6) 町民参加と雇用

- ・高齢者の働く機会の確保・拡大

高齢者の生きがいつくりと健康づくりにつなげるため、シルバー人材センターの活動及び体制強化に対する支援を図ります。

- ・ボランティア活動の推進

町民公益活動の活性化を図るため、町民による自主的・自発的なボランティア活動を支援します。

町民活動サポートセンターとボランティアセンター、生活支援体制整備事業など既存の社会資源と協働し事業を推進します。

担い手の確保（生活支援体制整備事業との有機的連携の強化）地域福祉推進・福祉教育事業との連携を含めた活動展開（コーディネート機能の充実）を図ります。

(7) コミュニケーションと情報

- ・認知症サポーター・ボランティアの養成

認知症の人を含めた町民一人一人がその個性と能力を十分に発揮する機会を提供で

きるよう、「チームオレンジ（認知症サポーターによる地域支援活動）」を主体とした支援体制をつくります。

認知症サポーターを養成するため、認知症を正しく理解していただくための講座や、認知症サポーター養成講座修了者向けのステップアップ講座を開催します。

- ・認知症ケア向上事業の実施

地域住民等に認知症の正しい理解の普及啓発に努めます。専門職に気軽に相談できる場としての認知症カフェや、家族や地域住民、本人からの発信ができるような教室を開催します。また、家族に対するサポートとして、相談支援や支援体制の構築に取り組みます。

（８）地域社会の支援と保健サービス

- ・生活支援体制整備事業の実施

生活支援コーディネーターを設置し、地域住民がお互いに支えあう地域づくりを推進します。個人や団体の支えあい活動の担い手を養成するとともに、支援を必要とする高齢者ニーズとのマッチングや活動の機会の創出などの主体的な活動を支援します。また、関係者同士のネットワーク構築や地域に必要な社会資源の検討を行います。

- ・地域による支え合いの体制づくりの推進

ボランティア、NPO、民間企業等多様な地域の主体が、生活支援の担い手と捉え、高齢者を地域全体で見守り支え合う体制をつくります。

- ・健康教育

未病運動推進事業や歯周病予防講座、骨の健康づくり講座、各種検診・健康診査の機会を捉えた健康教育を実施します。また、出前講座や企業と連携した健康教育を実施します。

- ・健康相談

健康に関する様々な相談をうけ、生活習慣病予防のための保健指導や栄養相談を行うことにより、健康の保持増進を図ります。

- ・健康診査

生活習慣病予防対策及び生活習慣病の早期発見・早期治療のために行い、健康診査を実施します。実施後は、適切な受診行動、生活習慣の改善などの健康の維持・管理行動がとれるよう正しい知識の普及をしていきます

- ・保健事業と介護予防の一体的な実施の推進

高齢者の多様な健康課題に対応し、きめ細かな支援を実施するため、フレイル予防や生活習慣病の重症化予防など、保健事業と介護予防の一体的な実施を推進します。